

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

〒150-0002

とうきょうとしぶやくしぶや 3-29-20

東京都渋谷区渋谷 3-29-20

かぶしきかいしゃきょうわえくしお

株式会社 協和エクシオ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう いしかわくにお

代表取締役社長 石川 國雄

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続き規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで広告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

【本件に関する連絡先】

別紙

「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」及び「接続料と利用者料金との関係について」の再意見特に、「分岐端末回線単位での接続料設定」について

弊社は創業以来、電気通信工事業を主要事業として事業展開しており、超高速ブロードバンドによるICTの実現に欠かせない加入光ファイバの在り方については強い関心を持っています。

日本は今や世界一低コストで高品質な光アクセスサービスの提供を行っています。弊社は電気通信工事会社として、日本の光情報通信基盤の構築に貢献する企業を目指しており、あらゆる通信事業者様からの高品質でかつ低コストでの設備構築要求の実現に日夜努力しています。今後ともさらに努力して、超高速ブロードバンドによるICTの実現に貢献していきたいと願っています。

これまでの経験をもとに工事・保守の観点から接続ルールのあり方について意見を述べさせていただきます。

超高速ブロードバンド網はこれまでの電話網、地域IP網に取って代わり、日本の基幹ネットワークとして発展していくことは間違いないものと思っています。光アクセス加入者は2009年度約1600万を超え、数年以内に2000万、将来はほぼすべての加入者が光アクセス加入者になるものと思われまます。これら次世代ネットワークおよび加入光ファイバの進展が日本の社会経済活動に寄与することは明らかであり、健全な発展を促進するための接続ルールの確立はきわめて重要であります。

加入光ファイバにかかわる接続ルール確立にあたり最も重要視すべきことは、加入光ファイバ網が数千万の加入者と個々に直結する膨大な設備量となること、設備が屋外の自然環境の下、面的に広がっていることであります。このため接続ルールは設備構築時の一時的な効率性を追及するのではなく、構築後、将来にわたって必要となる保守・運用業務の効率性を徹底的に重要視することです。このことが超高速ブロードバンド網および加入光ファイバ網の発展に寄与するものと考えています。

光アクセス加入者の増加に伴い、比例してエンドユーザまでの加入光ファイバおよび幹線部分の光ファイバも増加し、幹線区間、配線区間での光ケーブルの増強が必要になります。また、光ケーブルは道路上等に設置されているため、道路の改修、街の再開発等により支障となり、頻繁に移転工事が求められています。このような光ケーブル設備の増強、移転工事においてはケーブル（ファイバ）の切断、張替え、再接続が必要になります。光は物理的特性上メタルと異なり、無瞬断での切り替えは不可能であり、必ずサービスの中断を伴います。従って、このサービス中断時間をいかに短くするか、これらの作業をいかに効率的に行うかがきわめて重要なことだと思ひます。

シェアードアクセス方式においては1芯のファイバを最大8分岐にて使用しています。

従ってケーブルの増強および支障移転工事等においては、現時点においても複数のお客様の調整を行い切断、切り替え時間の設定等を行っています。したがって、このお客様との調整に膨大な時間を要するとともに、お客様間のご都合により作業の手待ち時間が発生しています。

今後、光ファイバを活用した、遠隔医療等の高度な利用方法が展開されれば、お客様要求はさらに強いものになり調整作業にさらに時間を要するのは明白だと思います。さらに分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを実施すれば、末端のお客様に加え、異なったサービス品質提供条件を有する複数事業者間の調整作業が必要となり、調整作業はきわめて困難なものになると想定されます。お客様間調整にこれまで以上に時間がかかるとともに、異なるサービスレベルを有した複数事業者、お客様個々の要求により工事可能時間が深夜のごく短い時間帯に制限され、実行上工事が行えなくなる恐れがあります。これによって、超高速ブロードバンドによる ICT の実現および加入光ファイバ網の進展に支障をきたす恐れが出てきます。

また、設備の利用形態を複雑にすることは、設備とそれによるサービスと利用するお客様との関連が複雑になることであり、故障修理時の対応、特に大規模災害時の対応において円滑な復旧作業が可能か十分な検証が必要となると思われます。

以上の理由により「分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定」については「反対」します。

「要旨」

・加入光ファイバ設備は膨大な量と面的な広がりを持っている。従って、接続ルールの確立に当たっては設備構築時のみの視点ではなく、将来にわたり必要となる保守・運用時を重点に置き決めるべきである。光アクセスサービスの拡大に伴い光ケーブル増設工事が必要になるとともに、光ケーブルの増加に伴い支障移転工事も頻繁に発生する。光ケーブルの増設工事や、支障移転工事では、ケーブル（光ファイバ）の切断、張替え、再接続が必要になり、サービスの中断を伴う。超高速ブロードバンドを活用した ICT の発展のためには、このサービスの中断時間を短くし、効率的に行うことがきわめて重要である。シェアードアクセス方式では1心の心線を最大8分岐にて使用している。このため、分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを実施すれば、ケーブルの切り替え工事時に、多くのエンドユーザ間の切り替え可能時間帯の調整に加え、複数事業者間の調整も必要となり、多くの時間と手間がかかるとともに、場合によっては工事可能時間帯が深夜のごく短い時間に制限され実行上工事が行えなくなる恐れがある。このことは超高速ブロードバンドを活用した ICT の発展、および加入光ファイバ網の進展に支障を及ぼすことから「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」には「反対」します。